

# 建設業許可取得のための 建設業許可取得のための 7つの秘訣 7つの秘訣

- ◆これから建設業許可を取得したい方
- ◆一度は、許可取得を断念してしまった方
- ◆役所で要件が足りないと言われ、  
どうしたらよいか悩んでいる方

ヒントはこちらにあります！⇒

建設業許可、会社設立、相続のことなら

行政書士 キムラ・オフィス  
049-247-8215

<http://kensetsu.gk-office.com/>

Copyright © 行政書士 KIMURA OFFICE All Rights Reserved.

はじめに・・・

建築や土木などの建設業務に携わる方々で、「建設業にも許可がある」ことをご存知な方は多いと思います。

その許可を取得する理由として、どのようなものがあるでしょうか。

◇施工実績があがり、1件あたりの請負代金が大きくなってきた。

◇取引先から許可を取るよう言われた。

◇許可がないため銀行から借り入れできなかった。

◇後継者のために許可を取っておきたい。

許可取得の理由は様々です。しかし、いざ許可を取ろうと思い、役所に行ってみると

「経營業務の管理責任者がいませんね」

「専任技術者がいませんね」

「資料が足りませんね」

などと言われ何度も何度も足を運んだのに、結局許可をもらえなかった、という話をよく聞きます。

そのような方々のため、あるいはこれから建設業許可を取ろうとする方々のために許可取得のヒントを少しでもお伝えできればと思い、次頁のとおりまとめてみましたので、よかったらどうぞご覧ください。

## 秘訣①

### 資格を持った役員を選ぶコツ①

建設業許可を取るためには、会社役員の中に資格者がいなければなりません。  
この資格者のことを「経營業務管理責任者」といいます。

#### 経營業務の管理責任者とは

建設業許可業務の役員経験が5年以上ある人のことです。

#### [ 事例 ]

例えば、建築一式工事業の許可を持っている会社の取締役として6年間就任していた人を、取締役として自社に向かいければ、その会社は建築一式工事業の許可を取ることができます。

ポイント！！

取引関係にある会社から役員を向かいければ、より強固な信頼関係を築くことができ、工事受注により影響を与える

建設業許可、会社設立、相続のことなら

行政書士 キムラ・オフィス  
049-247-8215

<http://kensetsu.gk-office.com/>

## 秘訣②

### 資格を持った役員を選ぶコツ②

経營業務の管理責任者として、役員を向かい入れることは、それほど簡単なことではありません。このような場合はどうすればよいでしょうか。

◆自社の現在いる役員を資格者にする方法が有効です。

その方法とは、

- 自社において5年以上の工事实績があること
- その間、役員であったこと

を証明する書類を示し、認めてもらうことです。

具体的には、工事契約書、発注書、確定申告書などで証明します。

証明書類の詳細は、都道府県によって取扱いが異なる場合がございますので、専門家にご相談されることをお勧めします。

建設業を営んできた会社であれば、むしろこの方法で考えるべきと考えます。

## 秘訣③

### 資格を持った役員を選ぶコツ③

許可を取得しようとする会社が、新設会社で新役員を向かい入れることができなかった場合は、どうすればよいでしょうか。

多くの場合、個人事業で数年事業をして、会社を設立することでしょう。個人事業での**実績が5年以上**あれば、その方は資格者となることができます。

具体的には、

- 確定申告がしてあること
- その間5年以上の工事实績があること

ことが証明できれば許可を取ることができます。

具体的には、確定申告書、工事契約書、発注書などで証明します。

証明書類の詳細は、都道府県によって取扱いが異なる場合がございますので、専門家にご相談されることをお勧めします。

ポイント！！

個人事業主を補佐していた配偶者や子は、その期間が7年以上あれば資格者となれる場合があります。

建設業許可、会社設立、相続のことなら

行政書士 キムラ・オフィス  
049-247-8215

<http://kensetsu.gk-office.com/>

## 秘訣④

### 技術者を選ぶコツ①

建設業許可を取得するためには、経營業務の管理任者のほかに専任技術者が必要となります。

**専任技術者とは**・・・会社に常勤し、工事を施工するにあたって技術者としての能力をもっているひとのことをいいます。

#### 技術者としての能力

- 国家資格を有している
- 工事に関連する学校を卒業後5年又は3年以上の実務経験を有している
- 10年以上の実務経験を有している

#### [ 事例 ]

例えば、一級建築士の免許や一級土木施工管理技士などの国家資格を持っているひとがいれば、それに関連する建設業種の許可を取得することができます。

一級建築士：建築一式工事ほか5業種

一級土木施工管理技士：土木一式工事ほか7業種

建設業許可、会社設立、相続のことなら

行政書士 キムラ・オフィス

049-247-8215

<http://kensetsu.gk-office.com/>

## 秘訣⑤

### 技術者を選ぶコツ②

建設業許可を取得にあたり、国家資格を有する技術者は、そうそういるものではありません。この場合はどうすればよいでしょうか。

- ◆ 10年以上の実務経験を有しているということで、自社に現在いる技術者を**専任技術者**とする方法が有効です。

その方法とは、

- 自社において10年以上の工事に関わった実績があること
- その間、社員あるいは役員であったこと

を証明する書類を示し、認めてもらうことです。

具体的には、工事契約書、発注書、確定申告書、健康保険証などで証明します。

証明書類の詳細は、都道府県によって取扱いが異なる場合がございますので、専門家にご相談されることをお勧めします。

建設業を長年営んできた会社であれば、むしろこの方法で考えるべきと考えます。

建設業許可、会社設立、相続のことなら

行政書士 キムラ・オフィス

049-247-8215

<http://kensetsu.gk-office.com/>

## 秘訣⑥

# 事務所の場所の選定

本拠（本店）をどこに置くかは、営業戦略上非常に重要なことです。

建設業許可を取得する際にも、どこに本拠（本店）があるかにより、その申請先が異なってきます。

例えば、本拠である本店が埼玉県内にある場合は、埼玉県知事許可となり、埼玉県に申請することになります。

建設業許可申請先により、証明書類の取扱いが異なる場合があります。埼玉県では認められる証明書類があっても、東京都では認められないというのが、たくさんあります。

ですから・・・

- 本店の移転と同時に建設業許可の取得をお考えの方
- 現在地の知事許可が取れそうもない場合でも、本拠を隣接都県に移すことで許可取得の可能性がありそうな方

は、現状でどこの都県で申請した方が良いか慎重に検討することをお勧めいたします。

建設業許可、会社設立、相続のことなら

行政書士 キムラ・オフィス  
049-247-8215

<http://kensetsu.gk-office.com/>

## 秘訣⑦

# 新設会社の資本金

現行の建設業許可制度において、許可申請する際は、

- 1) 資本の額が500万円以上あること
- 2) 500万円以上の資金調達ができること

のいずれかが求められます。

新設会社でよくあることですが、100万円の資本金して設立した会社があったとします。

この会社が、建設業許可を取ろうと申請した場合、事業を開始したときの資本の額が100万円ということで、500万円以上の調達能力がある証明をしなければなりません。

この証明は通常、残高証明書でなされ、資本金とは関係なく500万円分の証明をしなければなりません。

この証明がでないために、申請をやり直したという話をよく聞きます。

もし、会社設立時に建設業許可申請をお考えであれば少し無理してでも、資本金を500万円以上にされることをお勧めします。

建設業許可、会社設立、相続のことなら

行政書士 キムラ・オフィス

049-247-8215

<http://kensetsu.gk-office.com/>

建設業許可から各種許可申請まで  
丁寧かつ親身なサポートをさせていただきます！  
また相続問題や離婚問題等の家庭内の  
トラブルも解決までの道のりを  
丁寧にサポートさせていただきます！  
お気軽にお問合せ下さいませ！

代表 行政書士 木村 宏政



## 行政書士 キムラ・オフィス

行政書士 木村 宏政

行政書士有資格者 2名

〒350-1105 埼玉県川越市今成4-12-13

TEL:049-247-8215 FAX:049-247-8216

オフィシャルサイト <http://www.gk-office.com/>

建設業許可専用サイト <http://kensetsu.gk-office.com/>



### (公共交通機関ご利用の場合)

- 東武東上線「川越市駅」下車  
徒歩12分
- 西武新宿線「本川越駅」下車  
徒歩15分
- JR埼京線・JR川越線、東武東上線「川越駅」下車  
西口よりタクシー10分

### (お車のご利用の場合)

- 関越自動車道「川越IC」から、国道16号線を「川越市街さいたま市方面」に向かい、ロジャースが角にある「脇田本町」交差点を左折し、1000m先突き当たり「今成」交差点を右折してすぐ左手です。バイク屋さんと靴屋さん間を奥に入れば事務所です。  
川越のICから約15分。  
駐車場有(2台分)

### 要保存

ご依頼のお客様で、この小冊子をご持参の方は、当所報酬より5%引きとさせていただきます。

「建設業許可取得の為の7つの秘訣」をダウンロードいただきありがとうございます

ご不明な点やご質問などございましたらお気軽にお問合せください。内容確認後、折り返しご連絡させていただきます。

2 営業日をすぎても連絡がない場合はお手数ですがご連絡ください。

随時、説明会も開催いたしております、ご参加をご希望の方はその旨お伝えください。

行政書士キムラ・オフィス  
tel 049-247-8215

このまま送信ください

## お問合せシート FAX : 049-247-8216

お問合せ内容を 記載ください	
ふ り が な 会 社 名	_____
ふ り が な お 名 前	_____
ご 住 所	〒 _____ (建物名)
電 話 携 帯 電 話	_____ _____
メールアドレス	_____  ご連絡可能なものに○をお願いします【 電 話 携帯電話 メール 】
今後、説明会やセミナーなどのご連絡をさせていただいてもよろしいでしょうか はい・いいえ はいとお答えいただいた方はご希望のご連絡方法をご選択ください。( 電話 ・携帯電話 ・メール )	
※お預かりした情報は、当社で責任をもって管理させていただきます	